

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	NISA の抜本的拡充等			
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税:義(国税1) 法人住民税:義、法人事業税:義(地方税1)		
		② 上記以外の税目	所得税:外、個人住民税:外		
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】			
4	内容	《現行制度の概要》 NISA 口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となる制度。概要は、以下のとおり。			
			つみたて NISA	一般 NISA ^{※1}	ジュニア NISA
		投資可能期間	2042 年まで	2028 年まで	2023 年まで
		非課税 保有期間	20 年間	5年間	5年間 ^{※2}
		年間投資枠	40 万円	120 万円	80 万円
		非課税限度額	800 万円	600 万円	400 万円
		対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信
		対象年齢	20 歳 ^{※3} 以上	20 歳 ^{※3} 以上	20 歳 ^{※3} 未満
		※1 令和 2(2020)年度税制改正において、2 階建ての「新しい一般 NISA」に改正済(2024 年 1 月施行予定)			
		※2 ただし、18 歳まで非課税で保有可能とする特例あり			
※3 2023 年以降は 18 歳					
《要望の内容》 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める観点から、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充その他所要の措置を講ずること。					
《関係条項》 租税特別措置法第 37 条の 14、第 37 条の 14 の 2、 地方税法附則第 35 条の 3 の 2、第 35 条の 3 の 3 ほか					
5	担当部局	金融庁総合政策局総合政策課			
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和 24 年度			
7	創設年度及び改正経緯	平成 26 年(2014 年)1 月 一般 NISA 開始 平成 28 年(2016 年)4 月 ジュニア NISA 開始 平成 30 年(2018 年)1 月 つみたて NISA 開始 令和6年(2024 年)1 月 新しい一般 NISA 開始予定			
8	適用又は延長期間	恒久措置とする。			

9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進めること。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和4年6月7日閣議決定) Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 1. 人への分配と投資 (3)貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 我が国個人の金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が3倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。 家計が豊かになるために家計の預金が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。 このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的な拡充を図る。また、現預金の過半を保有している高齢者に向けて、就業機会確保の努力義務が 70 歳まで伸びていることに留意し、iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革やその子供世代が資産形成を行いやすい環境整備等を図る。これらも含めて、新しい資本主義実現会議に検討の場を設け、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。</p> <p>○「経済財政運営と改革の基本方針 2022」(令和4年6月7日閣議決定) 第2章 新しい資本主義に向けた改革 1. 新しい資本主義に向けた重点分野 (1)人への投資 (「貯蓄から投資」のための「資産所得倍増プラン」) 我が国の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。投資による資産所得倍増を目指して、NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充や、高齢者に向けた iDeCo(個人型確定拠出年金)制度の改革、国民の預貯金を資産運用に誘導する新たな仕組みの創設など、政策を総動員し、貯蓄から投資へのシフトを大胆・抜本的に進める。これらを含めて、本年末に総合的な「資産所得倍増プラン」を策定する。</p>
		②	政策体系における政策目的の位置付け	Ⅱ-1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
		③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 国民の貯蓄から投資へのシフトを促すこと。 (測定指標) NISA 口座数、NISA 口座における残高</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 税制上の措置を講ずることにより、投資しやすい環境を創出し、上記の目標実現に寄与する。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>ONISA 口座数</p> <p style="text-align: right;">(単位: 万口座)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年末</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つみたて NISA</td> <td>189</td> <td>303</td> <td>518</td> </tr> <tr> <td>一般 NISA</td> <td>1,175</td> <td>1,220</td> <td>1,247</td> </tr> <tr> <td>ジュニア NISA</td> <td>35</td> <td>45</td> <td>72</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,399</td> <td>1,568</td> <td>1,837</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」</p>	区分 \ 年末	令和 1	2	3	つみたて NISA	189	303	518	一般 NISA	1,175	1,220	1,247	ジュニア NISA	35	45	72	計	1,399	1,568	1,837
		区分 \ 年末	令和 1	2	3																		
		つみたて NISA	189	303	518																		
		一般 NISA	1,175	1,220	1,247																		
ジュニア NISA	35	45	72																				
計	1,399	1,568	1,837																				
② 適用額	<p>ONISA 口座における残高</p> <p style="text-align: right;">(単位: 兆円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年末</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>つみたて NISA</td> <td>0.3</td> <td>0.7</td> <td>1.7</td> </tr> <tr> <td>一般 NISA</td> <td>8.2</td> <td>8.3</td> <td>10.1</td> </tr> <tr> <td>ジュニア NISA</td> <td>0.1</td> <td>0.2</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 金融庁「NISA 利用状況調査」</p>	区分 \ 年末	令和 1	2	3	つみたて NISA	0.3	0.7	1.7	一般 NISA	8.2	8.3	10.1	ジュニア NISA	0.1	0.2	0.5	計	8.6	9.2	12.3		
区分 \ 年末	令和 1	2	3																				
つみたて NISA	0.3	0.7	1.7																				
一般 NISA	8.2	8.3	10.1																				
ジュニア NISA	0.1	0.2	0.5																				
計	8.6	9.2	12.3																				
③ 減収額	<p>ONISA 口座における減収額(推計)</p> <p style="text-align: right;">(単位: 億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得税</td> <td>243</td> <td>254</td> <td>321</td> </tr> <tr> <td>個人住民税</td> <td>81</td> <td>85</td> <td>107</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) NISA 口座における残高(各年末)に、株式平均利回り(R1: 1.88%、R2:1.84%、R3:1.74%)*及び税率(所得税 15%、個人住民税 5%)を乗じて試算 ※日本取引所グループが公表している「株式平均利回り」(東証第一部、単純平均利回り、各年 12 月中)</p>	区分 \ 年	令和 1	2	3	所得税	243	254	321	個人住民税	81	85	107										
区分 \ 年	令和 1	2	3																				
所得税	243	254	321																				
個人住民税	81	85	107																				
④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>NISA については、以下のとおり着実に普及が進んでいる。特に、つみたて NISA については、20 代~40 代が全体の 7 割を占めており、若年層にも投資への意識が浸透しつつある。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 \ 年末</th> <th>令和 1</th> <th>2</th> <th>3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>NISA 口座数合計(万口座)</td> <td>1,399</td> <td>1,568</td> <td>1,837</td> </tr> <tr> <td>NISA 口座残高合計(億円)</td> <td>8.6</td> <td>9.2</td> <td>12.3</td> </tr> </tbody> </table>	区分 \ 年末	令和 1	2	3	NISA 口座数合計(万口座)	1,399	1,568	1,837	NISA 口座残高合計(億円)	8.6	9.2	12.3										
区分 \ 年末	令和 1	2	3																				
NISA 口座数合計(万口座)	1,399	1,568	1,837																				
NISA 口座残高合計(億円)	8.6	9.2	12.3																				

			<p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>NISA 導入以降、20 代～40 代を中心に、投資をしている人や投資に関心がある人の割合が増加している。</p> <p>(出所)「2021 年度 証券投資に関する全国調査」の個票データに基づき野村総合研究所作成</p>
		⑤ 租税減を是認する理由等	NISA の普及や利用促進を図ることにより、家計の安定的な資産形成の促進と経済成長に必要な成長資金の供給拡大に期待できるとともに、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2022」においても、NISA の抜本的拡充の方向性が示されている。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>日本の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。</p> <p>家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。</p> <p>このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA の抜本的拡充その他所要の措置を図るものであり、妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>日本の個人金融資産 2,000 兆円のうち、その半分以上が預金・現金で保有されている。この結果、米国では 20 年間で家計金融資産が 3.4 倍、英国では 2.3 倍になっているが、我が国では 1.4 倍である。</p> <p>家計の保有する金融資産を拡大していくためには預金として保有されている資産が投資にも向かい、持続的な企業価値向上の恩恵が家計に及ぶ好循環を作る必要がある。</p> <p>このため、個人金融資産を全世代的に貯蓄から投資にシフトさせるべく、NISA の抜本的拡充その他所要の措置を図るものであり、相当である。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		—